

9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7

平成六年二月

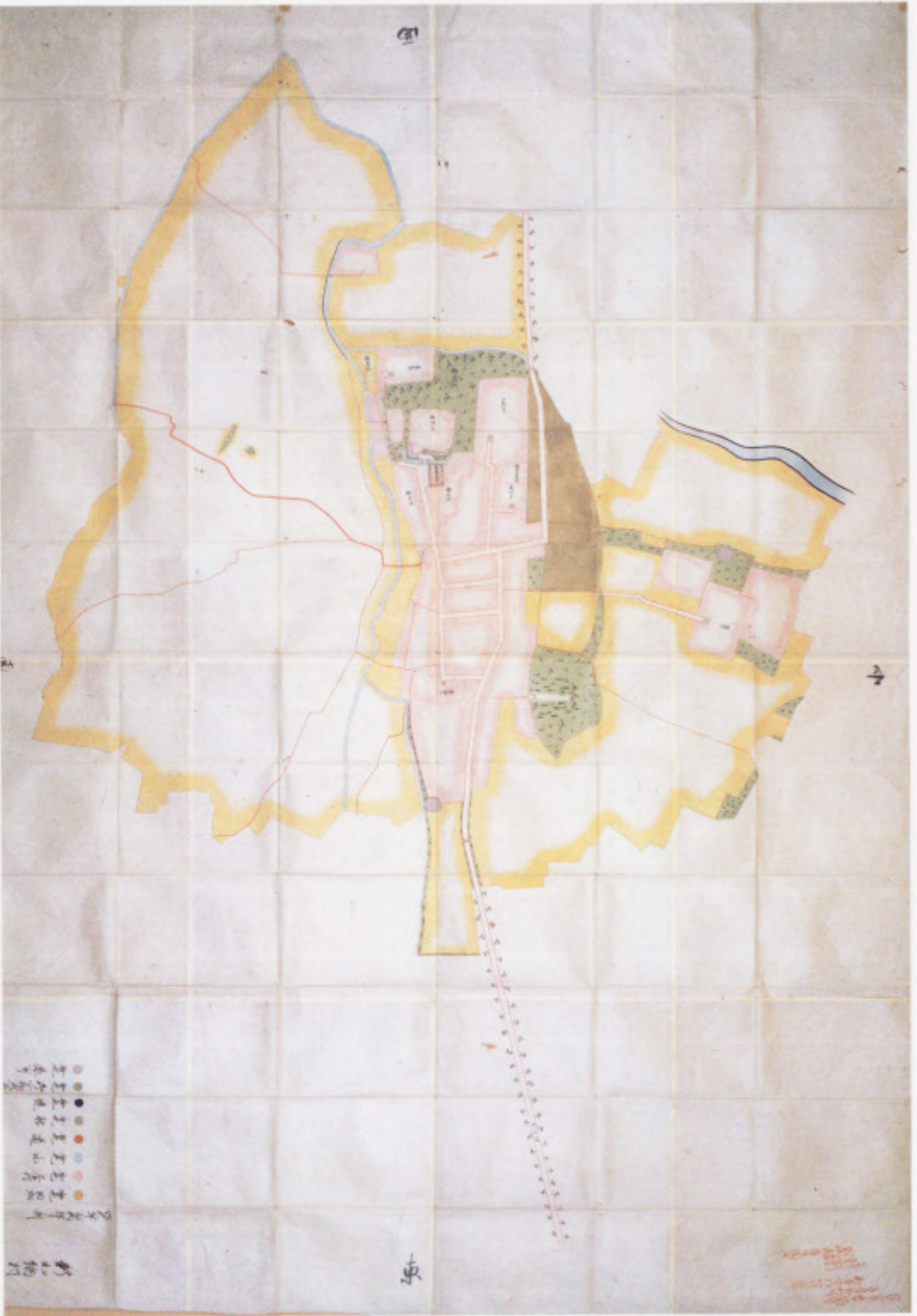
各務原市資料調査報告書第十七号

富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(二)

各務原市歴史民俗資料館



富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(二)



口繪 1



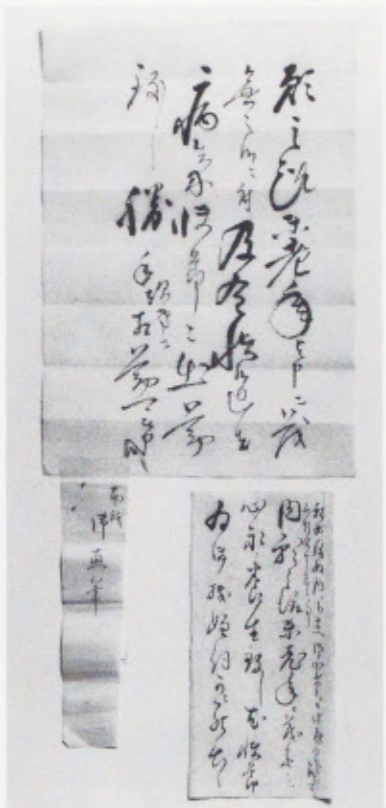
口絵 3



口絵 4



口絵 2



口絵 5



口絵 6

願之趣未老年と申も
無之候付、及全快候迄は
病氣快節出勤
致し、勝手次第相勤可被申候

本紙
御直筆

私存の内下書(御加筆)此通御下
被遊候間、不都合申立候事
内願之趣、未老年も無之
心永養生致し、尤快節
為御機嫌伺可被罷出候

序

昭和三十八年の四町合併以来、各務原市は今年度で市制三十周年を迎えました。

市制施行以来、当市はめざましい変化をとげてまいりました。その間、当市をとりまく内外の環境変化が著しかったことは、いまさら申すまでもございません。

ところが、ここ数年の社会変化はその比ではなく、毎日が歴史の大画期といえるような局面を生み出す政治、経済面の国際的出来事が多発しております。それだけに、私たちは歴史の潮流の変化に翻弄されはしないかと危惧の念を抱きながら、一方では歴史的画期のまっただ中に生きている当事者として、興味と満足感のなかで真剣に生活しております。

巷では平成維新という用語が飛び交うほど、近代日本の激動期であった明治維新の時代に勝るとも劣らない動きの激しい世の中になりました。戦後の日本にとって合意事項となっていた事象がどんどん崩れていっております。あたかも新秩序を生み出す前の混沌状態に突入しつつあるかのような危惧を感じるのは、決して私だけではないと思います。

さて、私どもの先祖は激動の明治維新时期を如何に生き抜いたのでしょうか。図らずも当巻は、それを知る絶好の文献、いや記録といってもいいでしょう。旗本の子孫として明治期を生き抜いた坪内高國の生きざまを、本人が書き綴った当巻を通してじっくり見極めていただきたいと思います。何か、激変の世相下にある現在を生きるための指針が見つかるかもしれません。終わりに当たり、関係者のご協力とご尽力に感謝の意を表して、刊行の挨拶といたします。

平成六年二月

各務原市教育委員会

教育長 水野定之

富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(二)

目次

口 序 口 繪	
目 次	
口 繪 目 次	
凡 例	
史料解説(坪内高國―自分さがしの旅―)	一
影印史料(富樫庶流坪内家一統系図並由緒)	一七
編集後記	三四八

口 絵 目 次

- 一 新加納村絵図（明治十二年、岐阜県各務原市瑞眼寺蔵 原寸二三cm×一七〇cm）
江戸時代末期の新加納村の様子をうかがい知ることができる。
- 二 鐘（稲羽西小学校蔵）
坪内氏の内分分知家（御三所）の一つ、通称三井坪内家よりの寄贈品。
- 三 濃州羽栗郡佐野村禪宗臨濟派紫雲山金龍寺（岐阜県各務原市金龍寺―現在無住）
旗本貝坂坪内家（千石）初代定高の墓碑がある。
- 四 武州江戸四ツ谷伝馬町禪宗全勝寺（東京都新宿区舟町十一―六）
旗本貝坂坪内家七代目定永および内室為、八代目定済などの埋葬地。但し現在、当寺では無縁扱い。
- 五 坪内伊豆守染筆（小島市治氏蔵）
旗本新加納坪内家十代目保之が新加納陣屋の地役人であった小島市郎治宛てに認めたもの。
- 六 旧新加納陣屋門（昭和四九年撮影、和田 集氏提供）
現在は岐阜市前一色三丁目真宗大谷派一色山上宮寺の山門として再利用。

（口絵一と二の写真撮影は藤田一郎氏）

凡 例

- 一 本報告書は原史料名「騎宮櫻塵流坪内家一統系図並由緒」を影印復刻したものである。
- 一 原史料は「内分寄合」旗本坪内家（宗家家元）の内分分知であった三家のひとつ、平島の坪内家十二代目の坪内高國が編集したものである。
- 一 坪内高國は旗本坪内家の宗家（新加納坪内）九代目左京定儀（まかのり）の嫡男定静（病弱により廢嫡）の三男で、坪内佐左衛門定通の養子になった。
- 一 この史料は、昭和十九年戦災を免れるため、坪内高國の孫定國の妻フミ子が当時の住職川村景州師に保管を依頼し、少林寺へ奉納したものである。（なお、（一）巻の凡例の記載は誤り）
- 一 史料の所蔵者は各務原市那加新加納町二一〇四番地の少林寺である。
- 一 史料は各務原市指定文化財（典籍、昭和四三年指定）に指定されている。
- 一 原史料は九分冊からなるが、今回はその内の第三分冊の最初から約五分の三にあたる部分を影印復刻した。
- 一 史料を影印復刻したのは、貴重な歴史遺産の消失の危険を避けるためと、楷書体で書かれているため活字翻刻の必要性がないこと、活字化による誤植を避けるためである。
- 一 朱書および朱印の部分は、写真の枠外に（朱書）および（朱印）などと活字で表記した。
- 一 本報告書には近代関係の解説文をつけた。
- 一 解説文は岐阜県歴史資料館資料課の高橋直子氏に依頼した。
- 一 影印復刻文および解説文の中で、歴史的用語として史料中に表現される身分差別にかかわる用語や侮辱言葉をそのまま収録した部分がある。これは歴史の史料集としての使命を全うするとともに、封建支配の事実を正しく理解し、歴史的身分制度を学び、真の民主主義達成のための礎とすることを希求したからである。
- 一 写真図版および校正等は、各務原市歴史民俗資料館の小林重樹・上村恵宏・伊藤光明・戸塚康子・佐伯晴美が担当した。

史料解説

坪内高國

—自分さがしの旅—

岐阜県歴史資料館嘱託学芸員

高橋直子

PROLOGUE

自分の見たもの。経験したこと。考えたこと。これらを記録するという行為に、人はどれだけの意味を込めるのだろうか。

まして、一日一日書き綴っただけでは飽き足らず、振り返り振り返り、それを形にしようとする時、そこにはどんなエネルギーが隠されているのだろうか。

坪内高國。幕末から明治という激動の中を各務原に生きた男。旗本だった男。神経を病んだ父を持ち、幼いころから母とも引き離されて暮した男。……そして、見事なまでに膨大な記録を書き綴った男。

ドナルド・キーンは『百代の過客 日記にみる日本人』で『蜻蛉日記』、『奥の細道』、『馬琴日記』などを取りあげ、その中に日本人の肖像を発見した。日本人にとって日記は単なる記録を超え、『自分史』として「一人の立体的な人物」を描き出していたのだ。

そして、この坪内高國の書き綴ったものもまさにそれなのである。彼の残した記録は、時代を超えて私達に重要なことを教えてくれる。

急速に変化する時代の流れと闘いながら、必死に自分の存在の意味をさがし続けた人間。彼の心の葛藤は現代に生きる私達の葛藤でもある。

坪内高國は、まさに近代人の悩みを表現した、県下で最初の人間の一人だったのである。

生い立ち

高國が生まれたのは今から百七十年前、文政七年（一八二四）のことである。父は定静（一七九五―一八三一）といい、旗本坪内氏本家九代目である定儀（一七七一―一八三一）の長男。母政（一七九四―一八五九）は妾腹ではあったものの奥州信夫郡福島城主板倉内膳正（三万石）の娘であった。高國は三男として生まれた。三男ではあるが本家の長男の子として江戸の屋敷で生まれたからには、幸運な生まれといってよいだろう。「七夜二産毛ヲ刺り候」云々。と高國が書いているように、きちんとした儀式のもとに迎えられた子供だったのである。

しかし、高國は言う。「父仲（筆者注：定静のこと）文政七甲申ヨリ疝症ニテ発狂ス」。父の発狂。高國は誕生したその年からすでに薄いペールのようなものを頭からすっぽりとかぶせられてしまった。

高國が書き綴ったものの中に、この父についてのエピソードは一ヶ所しかない。それはこんな話である。（句読点は筆者。カッコ内は筆者による注。以下同じ）

「我五六才ノ頃（後で述べるが、この時高國はすでに分家の婿養子となり家督を継いでいた）、松原牧右衛門（分家の重役の用人）ト侍石川兵衛（現、羽島郡岐南町）兩人来リ三番町坪内長屋ニ居ル。

或時家元奥ノ玄閔ニテ、予、父母酒被下、其席ニ予モ老女花崎モ居ル時、我父立テ後ノ間辺迄来リ、花崎々々牧右衛門ニ安心シタトイヘ、ト被申立歸故、花咲申ニハ御安心遊バシマシタトヲツシヤリ舛ト被申候。コ、ラハ気分モ慥ナリ」。

父は神経を病んでいたとしても親心は残っていた。幼くして親元を離れ一人立ちした息子を気づかい、用人を吟味し、「安心シタ」といつている。一方、「コ、ラハ気分モ慥ナリ」と冷静に父をみつめる息子。この二人の目が相まって、冷酷で、せつなくて、懐かしい雰囲気漂う文章となっている。

次に母についての記述をあげる。母親とのエピソードもやはり一ヶ所しかない。

「天保五甲午年（この時高國十歳）三月頃、江戸三番町ニテ実母桂輪院様（政のこと。天保二年の定静死後こう呼ぶ）仰ニハ、小簞筒ガホシクバ買ツテヤルト仰ラレタ故ニ、入りマセント申上タラ、母申ニハ、十兩牧右衛門ニ預ケ置クカラ大キク成ツテ買ガヨイト仰ラレ」云々。

やはり母親も離れて暮らす息子を気にしていたのである。が、高國はこのときすでに「入りマセン」とはつきり言える年齢になっている。母親への甘い感情を感じさせない文章である。

高國がいくら自立した子供であったとしても母との思い出がこれだけというのはおかしい。しかも、この後の記述は母の思い出とはまったくずれていく。この時、牧右衛門が預かった金を横領

したのではないか、という記述に続いて、高國は牧右衛門の悪事をどんどんと書き綴っていく。

幼い高國の見た情景は、刃物のように冷たく鋭い記憶となって書き記された。高國は十歳ですでに母親の愛情にだけつかってられるような状況ではなかったのである。母と病気の父のもとを離れた高國に、いったい何が待ちうけていたのであろうか。

平島村へ

文政十年（一八二七）、高國は三歳という幼さで分家である羽栗郡平島村（現、羽島郡岐南町）坪内家の婿養子となったが、これにはやはり訳があった。

文政十年七月、平島坪内家では、三月に家督を継いだばかりの十一代目定通が三十五歳という若さで死んだのである。そもそも平島坪内家は十代定興、十一代定通と二代続いての養子であるから、他に家督を継ぐものはいない。そこで定通の一人娘繁（この時六歳）の婿養子として高國が選ばれたのである。しかし、三歳という幼さではかわいそうだと思われたのか、家督は継いだものの高國が平島村に入ったのは文政十二年のことであった。

この時の繁の様子を高國は次のように書いている。

「生得美婦、面長、背高ク琴ヲコノム。高國江戸ヨリ来ル時九才ニテ、男髪、前髪ノ前才切り下ケ候。大柄也」。

高國はこの頃はまだ、背の低い貧弱な子供だったのかもしれない。子供の時の三歳違いというものはずいぶん差が出るものだが、高國はこの時の繁の様子に、確実に圧倒されたのである。

ところで、平島村で高國を迎えた者は、この繁の外には養祖父の定興（この時五十歳）しかなかった。定通の妻は痘瘡で早くに亡くなっていたし、定興も早くに妻を亡くしていたが、後妻はもろわす妾を持っていた。そのため高國は天保二年（高國七歳）まで江戸からついてきた守役、喜瀬に世話をされただけだった。母親のような情熱と包み込むような愛情を持って世話をしてくれるような人は、高國にはいなかったたのである。

高國は繁と行動を共にしただろうが、そうしたエピソードは一つしかない。それは天保元年（一八三〇）の「御カケ参り」のことであった。

「天保元年二月頃ヨリ伊勢参り流行、以前明和八辛卯年伊勢参宮ト同様也。俗ニ御カケ参リト云。三月ヨリ閏三月頃、毎日数万人参詣也。初二諸国江太神宮ノ御札降り候由、不思議ノ事共也。閏三月朔日、伊勢参宮ナリ。坪内定國（高國の幼名）、同定興、繁女、定興妾床女、定國江戸ヨリノモリ喜瀬女、用人松原牧右衛門、同娘タチ、中玄（中間）等也。勢州松坂ヨリ駕籠通行セズ、引戸カゴ預ケ置候。同十一日掃邑。四月頃迄大群集ナリ」。

空から御札が降ってくる。何万人もの群衆の間をかきわけなが

ら伊勢に向う。好奇心旺盛な年頃である六歳の高國は、これを群衆におびえながらおこなったか、目を輝かせながら進んだか、いったいどちらだろう。身を縮ませながらも何だか楽しい期待に胸をふくらませていたにちがいない。

ところで繁はどうだったろう。高國は別の箇所でもこのお陰参りの様子を書いている。

「翌寅年閏三月朔日、伊勢参宮オカケ参ト云、大群集。晴天暖氣。無動寺村ヨリ出船。桃花ノ盛りニテ美濃方ノ堤河ノ方ニ満花ヲ見テ下リ、舟テ供女杯折々堤へ上リ歓楽ス。同十一日掃宅。壽山定興、金三郎定國（高國の幼名）、繁女、妾床女、モリ喜瀬女、相手牧右衛門女用人、牧右衛門、中玄与歳也。又云、繁女大柄ニテ前髪の前ヲ切り下ケルナリ」。

暖かく陽気のいい日に船をこぎながら桃の花を見ている。供女が時々堤にあがって遊ぶ。なんと美しく楽しげで、これから始まるスリリングな出来事を予感させる光景であろうか。

けれど、相変らず男の子のように髪をきりつと切って大柄な彼女は、口をきちんと結んで、小さな男の子高國などには目もくれなかったようなのである。そしてその姿勢を生漕ぐすきなかつたかもしれない。なぜならば繁は、高國の中に、最初に圧倒したこの姿のままにいたのだから。それをうちくすす、すばらしい姿を彼女は高國に見せなかつたのである。それとも、意識的にか無意識的にか、高國は繁についての記録を残すのを避けたのかもしれない。

ない。

嘉永四年（一八五二）、繁三十歳の時、彼女は初めて女兒を出産する。続いて安政二年（一八五五）に男児を出産。この遅い出産が二人の間の溝を証明しているといえないだろうか。

旗本坪内高國

しかし繁との問題は、二人の相性が合わなかったということだけでは片付かない。高國には繁との生活を差し置いてでも乗り越えなければならぬ壁があったのである。高國は小さいながらも家督を継いだ旗本として振舞わねばならなかった。

天保四年（一八三三）、九歳の高國は、家元の栄吉定保（父定静の弟、二十三歳）、前渡の坪内嘉兵衛定昌（二十五歳）、三井の坪内太郎兵衛定並（五十六歳）とともに駿府加番に出る。前年にも高國は出ていたがまだ慣れていなかったせいも、養祖父定興と共に病氣だと言って早々に村に帰った。しかし、この年高國はしっかりと役を果たし、この頃起った事件までつぶさに見ていたのである。

ここで少し坪内家について説明せねばならない。坪内家は一般の旗本には例を見ない「内分寄合」という形態をとっていた。つまり坪内本家は、平島、前渡、三井という分家を持っていたが、この御三所は幕府から独立した旗本として認められているわけ

はない。家元と御三所を合わせて旗本坪内家として認められていたのである。よって坪内家の代表権は家元が握り、家元のみ江戸に屋敷をかまえていたわけである。（前号参照）

この形態について、分家の三家は以前から不満を持っていた。各々独立した機能を持っているはずなのに、家元の下にあって自家の名前を残すことができないのを、はがゆく思ったためである。

天保四年の駿府加番で高國が見たものは、この家格騒動であった。駿府加番を終えたあと江戸にて家元が内分を認めさせる証書を各々に渡した。三井の坪内定並はそれに調印して夜逃げした。定並は反抗の意を示すため印の文字を削って押したのである。これはすぐに和談となったもののこの行動の内には根深いものがあった。

後年高國は付け加えている。

「高國曰、理非潔白不成、其不道也。是ヲ糺ス時ハ家元者重罪也。前河原高百卅石ヲ押領シ、内野新田馬草場ヲ取り」云々。

高國もこの家格という問題には不満を感じていた。実は家元は父定静の弟定保が継ぐのではなく、高國の兄定求が継ぐはずだったのである。定保は定求が成人するまでの約束で家元に据えられたのであるが、天保二年、定保が亡くなるとこの約束は破られた。

当時高國がこのいきさつをどの程度理解していたのかわからない。が、本家の出ということがよけいに彼に悲しみをもたらしたにちがいない。

高國はもともと感受性が鋭く自尊心、自立心の強い子供であったが、不幸なことにそれは身分制度によって傷つけられていた。そしてまた、下の身分であるはずの家来によっても踏みつけにされていたのである。

旗本の家来

松原牧右衛門は、高國を傷つけた家来の一人であり重要な人物である。先に触れたように、天保五年（一八三四）、実母が箆笥を預けたお金を牧右衛門が横領したという記述を機にして、高國はほとんど彼の悪事をあげていく。

まず、弘化二年（一八四五）のことである。江戸にて高國が三井の定職と夜涼みに出ようとしたところ、一人の侍が喧嘩腰で歩いてきた。高國は避けて行ったが、後についた定職がよく見ると牧右衛門であった。定職は打たずにそのままにしておいた。

「翌日二成りテモ何共不言笑談、何共言ス。訳ノ分カラヌ馬鹿モノナリ。主人ヲオドスノカ。軽蔑ノ次第ナリ」。

それでも高國は、牧右衛門を叱ることもできなかったのである。「軽蔑ノ次第ナリ」。吐いて捨てるように出された言葉。これは高國の内面における怒りであった。このように爆発できない怒りを、高國はいくつも抱えていく。

「高國十六才ノ頃、壽山定典君酒宴ノ席ニテ被仰ニハ、金三

也。同人三千兩ノ大金ヲ借財シテ主人ニ為覆。仲和一郎恒悼ノ代ニ露顕ス」。

家来にも踏み付けられ、信じられるものが何一つなかった高國。この時期の高國には、いったいどんな楽しみがあったのだろうか。

高國は自分のことをこう書いている。

「酒ヲ悪ミ、煙草不好、又、茶ヲ嫌ス。儉約ヲ好ミ、性書画ヲ好ム。奇石ヲ愛ス」。(渡辺佐一「坪内高國と愛国交親社」)

その二 参照)

書画を好み、奇石を愛す。高國は一人自分の部屋にこもり、それを行ったであろう。そうしている時だけ、彼は落ち着き、自分に自信をとり戻すことができたのである。この時期、高國は自分の中にしか喜びを見出すことができなかった。

明治維新

文久元年（一八六一）、妻繁が四十歳で病死した。翌二年、高國は尾州藩御用人高千四百石富永孫四郎の妹、千勢と再婚する。この時高國三十八歳、千勢二十四歳であった。

彼女は繁とは違い、文久三年にすでに男児を出産。二年後の慶応元年にも男児を出産している。

文久・慶応年間。日本がまさに変わろうとしていた時、高國にとっても千勢の出現が新しい時代の前触れといえた。「生付き」の娘

郎モ年頃ニ成ツタテ帳面ヲ見セテヤルガヨイ、トラツシャルト、牧右衛門大ヒニ怒リ、腕オマクリ、ヒチヲ張り、膝ヲ進ンデ、私ハ忠文モ取りハシマセン、ト申テ口論ニ及ブ事二度在リ。宍度帳面ヲ見セタル迄也。不埒千万。人非人ナリ」。

牧右衛門が定典にも食ってかかったということは、すでに定典の時代から牧右衛門がこういう態度をとっていたことを意味する。高國だけが頼りなかったという訳では決してないだろう。なぜこのような家来を使っているのか不思議に思われるが、そもそも坪内家は武術で身を立っていた家柄である。定典の時代には、村の反抗者を野放しにしてはおけないということで、とりたてて家来とした。つまり坪内家は、血の気の荒いものが自然と集まって来るような所だったのだ。そんな中で、牧右衛門はそういった者達を治める才覚に秀れていたもので重用されたのであろう。

また、旗本というものの性格がそうした状況を生み出したのだろう。坪内家の場合、家元は江戸にあるが御三所は在地支配をしている。この点、一般の旗本よりは管轄地を把握しているものの、やはり家臣に任せることが多い。旗本当主は、あくまでも主君君子であることから抜け出せなかったのである。

高國は旗本の家来のことを後にこう書いている。

「旗本ノ家来ハ盗賊同様ニ而、帳面先キニテ金才取り候。

用人イラザルモノ也。自分ニテ金銀諸私可致也。濃州羽栗郡

三宅村住人松原牧右衛門恒久ト云モノ、同人迄四代程ノ家臣

から解放され、高國はまさに一家の主人となった。そんな高國を待ち受けていたのは、明治維新の波であった。

慶応四年（一八六八）一月二日、戊辰戦争が始まる。二月二日、高國は前渡の昌壽と共に尾州名古屋へ急ぎ、勤王の証書を提出。

とって返して十日、大垣に行き、東山道総督の副総督である岩倉具視二男八千丸に面会。十三日には東山道総督府より本領安堵の書付を頂く。素早い行動であった。

一方家元は定保が二月に隠居、定益に家督を譲ったために対応が遅れ、三月に尾州名古屋に行く。十一月に本領安堵されたものの、一時は謹慎を命ぜられるというありさまであった。

そんな状況もあって、高國は十二月十一日、家元定保のもとにあった下前渡村の内にある下切前河原百三十石と、上前渡村の野方である馬草場十五町余を取り戻すことができた。こうして彼は一つ足かせを外し、押え込まれていた自尊心を取り戻すことができたのである。

しかし、明治の世の中は暖かく彼を迎えてくれた訳ではなかった。

零落する武士

明治二年（一八六九）十二月二十九日、高國は采地を政府へ奉還、ここに旗本平島坪内氏は消滅した。翌三年、彼の長女延は男

児を出産。彼も外孫ながら孫を持つ年齢であった。

この年より平島の坪内屋敷は次第に開発されて田畑になりつつあった。明治四年、千勢は針の師匠となった。生活を助けるためである。

「明治四五年頃ヨリ追々世間衰微」、「武家方難立行極困窮、月々日々衰微」、「武士モ名ノミ。仰出シノ年ヨリ卅年過テ公債亡却。士族ノ名在テ乞食スル者甚多シ」

こんな言葉がしだいに多く出るようになる。

明治七年十一月、高國は隠居し、家督を長男定年に譲った。家禄四十五石も失い、千勢の稼ぐ月謝だけでは賄いきれなくなった高國は、明治二十一年、六十二歳という年齢にして、とうとう岐阜提灯の絵つけの日雇いになることになる。朝五時から夜四時まで働いて一日八銭しか稼ぐことができなかった。

そんな中で高國は述べている。

「田幕ノ時ニハ、自分領分ハ勿論兩家知行所、家元領地共同様ニ、百姓ニ土下座サセル」。

この言葉の裏には、落ちぶれたことに対する嘆きだけでは片付かないものがある。それはまず、村人との関りの中で起った。

先祖の墓

旗本という身分を失った高國のもとに残された「旗本」の遺産

は、先祖の墓だけであった。しかし、明治になってからというもの、この墓が村人の攻撃の対象となるようになる。

高國は言う。

「明治三、四年頃ヨリ、八、九年、又十ヶ年ニモ及ブ。坪内持墓ノ石碑ヲ打倒シ、疵ヲ付ケ、打割リ、五輪ノ墓印ノ行方不知。圓明院ノ石碑ヲ一色裏ノ辻ニ建置、地藏尊ヲ打割、悪逆無道暴悪成仕方。天罰其身ニ報事ヲ不知。可憎仕方。仏ニ何ニ在恨哉。田主ニ何ノ恨在哉。狂人ノ仕方。理ヲ以不可論ス。村内ノ人ト見ユル也」。

また、明治九年にはこんなこともあった。村の者が来て、墓の立木の松を学校入費にしたいから寄進せよ、と言う。高國は

「先祖初メ代々之墓印ノ木ヲ伐採イ候而ハ、先祖代々ノ者ノ首ヲ切り候様成ル儀、本ヲヨミ候モノ、成スベキ処ニ不有。入費がホシクバ講トカ何トカ目録見候方宜敷、左候得バ加入致シ可申」

と答える。もっともな意見である。しかし、旧領主に対する村人の恨みは根深かった。高國は坪内家の墓の正当性を果に認めてもらうが、墓印の松は借金があるからと、村の者に引き抜かれる。

高國は村人になぜこんな目にあわせられなければならないのか理解できなかった。彼は何も間違ったことはしてこなかったつもりだったのである。しかし彼は確実に傷つけられて、明治十五年、平島を離れて、定年の住む岐阜卓町へ移住することになる。

愛国交親社

明治十三年(一八八〇)、妻千勢の実家の用人であった庄林一正が副社長であった関係で、高國は愛国交親社(社長荒川定英)に入社する。入社後、彼は美濃幹事長にまでなった。

高國はここで、いろいろな情報を手に入れる。自由党の虚脱。大臣の腐敗。鉄道普請時における人夫の苦役。国内困窮時の海外援助。

これらはすべて、高國の中で明治維新への批判となって固まっていた。そして、批判することにより、自分の現状に理由付けをしていった。そうすることで彼は、自分村人という低い段階から、より高次の段階へと移ることができたのである。

それが系図作りであった。

坪内家系図

そもそも高國が系図を書くに至った契機は、まず明治十年にみえる。これは修史館の藩史編輯の要請に答えたものである。この時彼は、享保十七年に御目付に差し出した「由緒書ト往古ノ系図」に書き加えたものと、明治維新で高國が土族に拝命されたことを書いたものを差し出した。高國がいつこの「由緒書ト往古ノ

系図」に書き加えをしたのか不明である。が、彼が丁寧にも書き加えをしたという事実から、いかに系図に興味を持っていたかが推し測られる。

そして、自分の家の系図が藩史編輯の一史料となることを知った高國は、以前にも増して系図に興味を持ったのではあるまいか。家が没落したのは、明治維新にそもそももの間違いがあり、この状況を書くことは恥ではなく大切なことだと高國は判断した。そして、精密な系図を書くことにより家の格を取り戻そうと計ったのではないだろうか。

系図を書くにあたり、高國はもったくさんの史料を集めようとしたであろう。その過程がこの「富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒」に記されている。

千勢の死

このようにして高國は系図作りに熱を入れ始める。が、彼が何かに憑かれたように系図に没頭するようになるのは、千勢が肺病を患い始めた頃、明治二十四年頃からである。

千勢は、高國にとって大切な女性であった。人を愛する機会に恵まれなかった高國に、初めて人間のふれあいの暖さを教えた女性が千勢であった。

「背高く、中肉中白色。毛髪至テ黒ク濃ク、至テ髪ノ毛フトク、眉濃ク、兎ハへ限濃ク、顔面長。天然痘八才頃、跡付不中、歯並能ク細ク、又針仕事ヲ能ス。併シ手跡ハ悪筆」。

高國とは十四歳違いの、若く美しい千勢。針仕事で家計を助ける心の優しい女性。字が下手だということも、幼く可愛らしく見えたであろう。

新婚二年目の記述には、二人で大浴桶をむく場面がある。

「千勢女、夜多分ムク。高國少々ムク。宜敷甘干柿出来。又千勢、甘酒ヲ製ス。極上品」。

高國と千勢が、いかに仲良く過したかが想像できる。また、こんな場面もある。

「千勢女、足ヲ上へ揚ケ寝ルオ好ミ、同人右ヲ下へ致シ寝勝手、高國ハ跡ヤツテ右ヲ下へ致シ寝ルト、千勢、両足ノ膝ノ

「坪内系図」を書くための史料調査

年月	内容
天保15・10	江戸城役人より「公辺御記録書抜」を調査(2)
明治17・旧7	名古屋市兼松・久野両家調査(2)
明治17・旧8	岐阜町賀島家調査(2)
明治17・旧9	名古屋市横井家調査(2)
明治18・新10	大垣町戸田梁吉家調査(2)
明治19・旧5	桑名・桑名藩調査(2)
明治24・2	野中村松原家調査(1)
明治24・10	新加納村今尾家調査(1)
明治24・11	上前渡村富樫家調査(1)
明治27・6	鷺沼村坪内家調査(1)
明治27・11	松倉村木造家調査(1)
明治28・9	平島村高國長男定年方調査(1)
明治29・3	東京坪内家調査(手紙)(2)

出典(1)は前号、(2)は本号史料による

処ヲ高國ノ両足ノ膝ノ処へ上ケ寝ル。毎夜ナリ。楽トミユル也」。

どんなふうに使っていたのか、この記述では理解に苦しむが、互いの足の暖さに安心しながら、毎晩やすやすと眠りにつく幸せな二人の様子が想像できる。

高國が千勢との暮しに満足しきっている頃は、彼は系図にそれほど助けを求めなかったであろう。しかし、千勢が病気になる、彼の幸せは狂い始めるし、気持ちの持たずに行き場が失くなっていく。

明治二十四年十月、濃尾大震災が起きる。高國は岐阜市の震災の状況と、その後の救済活動について克明な記録を残した。この時ももちろん彼の家も罹災していた。高國は、危機に落ち入ると文章を書くという事で落ち着きを取り戻し、次に進むことができたのである。

千勢の病気は快復しなかった。明治二十九年七月あたりから重病となり、高國は家の近くの地藏尊に御百度参りをする。そのかにもなく翌年二月上旬になると、千勢は「足ノ裏迄ハレテハ死ヌ」と、自分でも死を予感するようになる。よって三月に長男定年の家に移った。

明治三十年六月十四日昼後、千勢が着物を脱いだので、高國は彼女の着物の「虱ヲ見テ」やった。翌日朝、高國が朝食の用意をして起しに行った時、千勢は既に息絶えていた。千勢六十四歳で

あった。千勢は死ぬ一ヶ月前、短い髪を伸ばそうかと言って、最後まで自慢の黒髪を気にしていた。高國はそれを思い出して、「有髪ニテ埋葬」してやったのだった。

高國は千勢の姿を詳細に系図に留めることで、自分の内面の危機を救った。高國すでに七十三歳であった。

記録すること

高國がこの系図を書き記した目的は、家の格を取り戻すこと、自分の内面を救うことにあった。そして系図という形をとった以上は、子孫に読んでもらい、代々伝えていくと欲しいと願っていた。それがこの系図において客観性と主観性が混在する形となっていた。例えば高國は「高國云」と言っておいて、「余姓」⁽²⁾、伝授事ヲ好ム。爰ニ記ヌ」と、客観性を捨て、自分を出さないではいられなかったのである。彼は自分が書き残さなければ、自分が生きてきた証というものが失われてしまうだろうという意識を日まに強くしていった。彼は系図を書くことによって、その続きが書き継がれていくのを期待しながらも、そうはならないことを知っていた。

彼は自分の手で、子供、孫についてまでも記さねば気がすまなかったのである。

子供、孫

前妻繁との間に生まれた長女、延（一八五一—一八八四）は、明治元年（一八六八）に名古屋尾州藩士三百石取稲葉氏へ嫁入りした。しかし明治十二年、夜に、子「照女才寝せ置出奔」した。翌年米野村の百姓と再婚したが、次の年には、「延女ススマズ。依テ引上ケ離縁」した。彼女は行動的な女であった。「畳の下エン板ヲ切り抜き置候穴ヨリ毎夜出行」する。その穴を弟定年がふさいでしまうと、彼女は「古ル着ヲ持出奔」する。

同年秋、三十歳の彼女は、三河国幡豆郡西幡豆村の平民林文平のもとへ嫁ぐ。文平は彼女より三つ年下で、九年前にやはり家出をして沢村鶴之助という女形になった男であった。

明治十六年三月、延は文平の嫡男を産んだ。しかし産後が悪く、翌年明治十七年十一月一日、延は死んだ。

やはり前妻繁との間に生まれた長男定年（一八五五—？）は、明治五年（一八七二）、一七歳の時、元尾州藩三百石取の柿崎氏の娘（同じく十七歳）と結婚するが、半年で離婚。翌六年、長池村の百姓広瀬氏の娘（十八歳）と結婚するが、娘の母が「不快ノ由申越ス。即刻里江行」そのまま離縁となる。

定年は、明治七年十一月家督を相続。十三年に元尾州藩二百石

くいかず、日清戦争で大日本帝国の植民地になったばかりの台湾へ去っていった。

孫定國（一八八一—？）は定年の長男である。高國はこの孫に家君としての期待を込め、自分の初名乗りである定國の名を付けた。

定國は明治二十年（一八八七）四月、岐阜県尋常師範学校附属小学校へ入学し、二十二年、同校高等科へ進学する。しかし同年秋、濃尾大地震で被災したことから退学した。

翌年一月、母久の芸事の門人辻泰太郎の世話で、上加納にあった通運会社に小使にでる。が、中等教育を受けなかった定國は職を転々とし、明治三十年から三十四年にかけて、岐阜県庁や岐阜郵便電信局に勤めたが、落ち着かない。同年十月横浜郵便電信局へ転じ、二年後もそこに勤めていたが、その後は系図に書かれていない。

鎌次郎（一八六三—？）は後妻千勢との間の子で次男である。

明治十一年（一八七八）岐阜県農学校へ入学したが「肺病」（結核病）ということ退学させられた。

明治十五年十二月、十九歳の時、蔵前村の農家へ養子に行き十二歳の娘と結婚したが、わずか半年で離縁される。

明治十九年、岐阜県巡査となり、郡上郡八幡警察署に勤務。二

取であった太田氏の娘（十七歳）と結婚するが、やはり一ヶ月半程で離縁。

定年が落ち着くのは、その一ヶ月半後である。六月六日、元尾州藩士内藤昌之二百五十石取の妹久（十三歳）と結婚。久は翌十四年に長男を産む。この子供は高國の初名乗りの名をとって定國と名付けられた。

しかし、妻子をもうけた定年に、次は経済危機が待っていた。明治十一年に加納藩士を中心に第三百三十国立銀行が設立された。高國が掛け合い、公債千九百円を出し、同行の五番目の大株主となったため、定年は支配役についた。しかし明治十四年、わずか三年でこの銀行は大坂三十一国立銀行に吸収合併されて姿を消したのである。

その後彼は、明治十七年八月に名古屋鎮台書記雇となったのを始めにして、官庁の臨時職員となる。二年後の八月、彼は岐阜県庁の雇となるが、正規の職員になったのは明治二十八年三月、実に四十歳のことであった。

妻久はこのため、明治十八年八月から遊芸師匠となる。しかし最初は生活を助けるためであったものが、明治二十五年九月、彼女の家出によって芸の持つ意味が違ってくる。離婚は家出から二週間後、長女鎌を久が引き取って実現する。

定年はこの後再婚しなかった。久は、後に芸者になり、身受けされた。身受けされた久は、三重で夫と剣術道場を開いたがうま

十一年八月、徴兵検査を受けるため岐阜へもどり、下金津町の篠田宅に宿泊する。二十六歳の彼は、ここで十六歳になる宿主の娘を見初めた。娘は妊娠し、翌年四月、二人は結婚した。三ヶ月後、娘は男児を出産したが、その子が二ヶ月で病死。翌年明治二十三年七月、妻の父親の反対にあい、二人は離婚する。

その後すぐに鎌次郎は岐阜市上竹町の指物師の次女すて（二十歳）と結婚。しかしこの婚姻は千勢の気に入らず、わずか二ヶ月で離婚した。

翌年十月、鎌次郎は本巣郡北方芝原へ転勤。この時彼は、二十歳になる芸妓加藤とくと同棲していた。彼はこれで生涯の伴侶を得、落ち着いたかに見えたが、明治二十四年四月、突然巡査を辞職。その後また滋賀県で巡査を始めるが、明治三十年身体の弱さから巡査を辞職。土地の金持ちの世話を得て養鶏業を始める。しかし金主と不和になり、わずか一年で廃業。万策尽きた鎌次郎を大垣町のしゅうと加藤玉衛が引取った。彼はしゅうとに頼まれた借財の件で滋賀県に行き拘留される。拘留されること三週間で無罪放免となった。

それからしばらく職を持たなかった鎌次郎だが、結局明治三十二年五月、台湾へ行き三度目の警官になった。そこには兄嫁の娘鎌や弟の鎌三郎がいた。

鎌三郎（一八六五—？）は後妻千勢との間に生まれた三男で、

明治十五年（一八八二）冬から平島小学校の助教をしていた。彼は翌年十八歳の頃から羽栗郡下印食村の馬喰芳の娘（二十一歳）と相愛になる。翌年娘が男児を出産。この子はわずか三日間生きただけで病死した。傷心の銚三郎は一人で平島小を去った。

翌年十八年二月、銚三郎は陸軍教導団歩兵科に入団。次の年六月二十五日、歩兵科を卒業。名古屋鎮台へ陸軍二等軍曹として赴任した。やがて彼は歩兵第十八連隊第二大隊に加わり、愛知郡豊橋町（現、豊橋市）に駐屯する。明治二十三年三月、長女が豊橋の平民魚商の娘やすとの間に生まれる。

明治二十七年八月二十四日、銚三郎は日清戦争に動員された。戦争の最中十月二日に彼は歩兵曹長に昇任。翌年五月二十三日、彼に勲八等瑞宝章が授与された。同年五月二十七日、銚三郎は歩兵特務曹長になる。

日清戦争は激しい戦いであり、明治二十八年三月の牛莊の戦いの際には、銚三郎も討死と心に決めたほどであった。しかし彼は結局、三ヶ月後の六月二十七日に無事生還する。

このように銚三郎は日清戦争において大いに活躍した。高國はこれを喜び、銚三郎が近親や兄弟、そして知人等に宛てた手紙を中心に「坪内銚三郎藤原定政従朝鮮清国江渡文通並開書諸記」としてまとめた。これは、日清戦争における下級軍人の実態を示すものとして貴重である。

以上が高國の娘、息子、そして孫の足跡のあらましである。ざっと追うだけでも、無名の庶民としてのいくつもの転機が見える。

彼らは、迷い、もがきながらも生きていた。自分達を引き戻し、囲い込もうとする世界から逃げ出すことによって、救われようとした。彼らは系図を必要としなかったし、高國とは明らかにもの考え方を異にしていた。

高國の死

千勢が死んだ後、高國は定年の屋敷内にある隠居部屋で系図書きに没頭した。彼には記さねばならないことが山程あった。系図には、老いて稚拙になった字で書き続けたため、読みにくい部分がある。

しかしそれも途絶える時が必ず来る。それは定年の字で書き足された。（カッコ内、フリカナは定年）

「高國死去。明治三十四年丑年太陽曆五月二十七日午後三時半頃、岐阜市七軒町二百八十三番戸、定年假寓舎ニ於テ逝去ス。行年七十八歳也。旧里（旧領地）羽島郡上羽栗村大字平島へ送り、同村得正寺ニ於テ村葬ノ取扱ト爲シ、村長岸民五郎ノ盡力ニヨリ得正寺ニ於テ村中総齊ヲ出シ、夫ヨリ定年並銚三郎並定国并ニ村中不残、稲葉郡那加村大字新加納少林寺ニ送り葬ル。親戚ニハ前宮村前渡同家坪内昌壽ノ忝省三、ナ

ゴヤヨリハ奥田良心院殿（高國後室千世女ノ姉也）入来」。

変動の時代に生きた高國は、最後までちよんまげ姿で通した。辞世の句はない。ともあれ、彼は七十八歳という当時としては稀な長寿を全うした。そして、あれほど旧領主坪内氏を嫌った村人が彼を村葬として見送ったことに注目したい。それは、ようやく十九世紀という長い夜明けが終わって輝かしい二十世紀が始まったばかりの一九〇一年（明治三十四）のことであった。

EPILOGUE

こうして坪内高國の自分さがしの旅は終わった。けれど彼は本当の旅をしたわけではなかった。彼は本当の旅ができる時代にはまだ生きていなかったのである。

彼は系図を書くことによって、祖先を発見し、自分の生きていた時代を見つめ、子供たちの生きる姿を記した。しかし、彼は単なる記録者となってしまう。自分の生き方に自信を持ち、子供たちに見せてやるのが彼にはまだできなかつたのである。

しかし、旅を終えた時、彼は少なからず満足していたような気がする。なぜならば彼は記録者として徹底していたし、愛する人との瞬間、瞬間を永遠のものに止めることができたのだから……

自分さがしの旅。私達は皆、この旅に出なければならぬ

参考文献

- 松田之利 「史料解説 旗本坪内氏の宗家と内分家」（本報告書第十六号 平成五年三月十日発行）
- 上村恵宏 『各務野から各務原へ—各務原地域成立史論—』（平成三年十月十五日発行）
- 佐藤政憲 『福富樫庶流坪内家一統系図並由緒』にみる維新期の世相」（岐阜近代史研究）第二号・第三号 平成元年五月、平成四年七月 岐阜県近代史研究会発行）
- 渡辺佐一 「坪内高國と愛国交親社」（『濃飛史紳』第二十三号、二十四号 昭和五十七年一月二十五日、三月二十五日 岐阜県歴史資料保存協会発行）

※本稿は、岐阜県歴史資料館主査の伊藤克司氏の史料協力と助言を得て、高橋直子が執筆した。

影
印
史
料

(本國富樫庶流坪内家一統系図並由緒)

平嶋村坪内氏之系圖、

正定 佐左衛門 本國尾刈 後弓番左衛門

建藤原 三ツカ之之内ニ洲濱クテ故上リ孫ノ内ニ分
銅多サリ付テ九リ鐘元在ノ内ニ洲濱クテ故上リ孫ノ内ニ分
裂シテ 裏紋因襲ノ故ト入大藤原鐘元ノ孫トテ入
高麗陣之時秀吉三忍伯父前野但馬守長藤原經前野會兄弟一

所ニ兄弟四人渡朝鮮江ニテ所手負シヤクシテ首ニツ討
捕申候サレハ討捨ニ致シ申候御座下トハ難矢カ又若
十二代日坏内高國曰昔家ニ古訓之香爐アリ
十二代日坏内高國曰昔家ニ古訓之香爐アリ

有方ノ門内在該末山朝鮮ニ或書ニ
依ニ弟加佐左記在細貴之本
事テ候落リ醫碎之クク之本
一慶長三丁酉年九月

權現 藤江根 召出三百石頂 職仕候本城御書出照治
ノ記ハ 藤原長元 藤原長房 藤原長實 藤原長房 藤原長實 藤原長房 藤原長實

上從圖ニ格合然百拾五之陸 鐵品甚廉物ニテ遠
一矢波ノ向拾石餘倉奉高在 七見比小村々ト致
隆幸 心學ク少シ赤色也
右石孔形亦可有扣邊若 十二折半餘紙ノ終
此有口抽患行候御 主牌卷尺五寸二分
孝善云似藤原若孫也 鐵煙 六尺卷寸六

又新加書格如
二奇之知書
三各ノ知書
直學ノ知書
下在知書

一種現樣關東御入國以後慶長二面年被召出御知行并
領任候利定本地濃州松倉并領任德勝別而濃州二子御知行
六百石并領任候於今無後二子濃州三罷在候

一關今原御陣之時并任兵部少輔組二親子兄弟罷在候事
關今原御陣之時并任兵部少輔組二親子兄弟罷在候事
關今原御陣之時并任兵部少輔組二親子兄弟罷在候事
關今原御陣之時并任兵部少輔組二親子兄弟罷在候事

權現樣御舊所江被爲 成画之先祖御尋太部兵衛三被
爲成 御覽者觀一所三可被召仕下被爲 思忌候意誰
力申付御舊仕候裁下御機嫌意數失ヨリ在三人御意不仕

一權現樣每年關東江被爲 成時者濃州岐阜縣別家名迄
古云等頭三人之者共召連御迎罷出 御目見江仕在所江
罷辭候 高田國古至藩頭下申者

一台徳院様 太弐院様御代不相替在所三被爲指置御
上浴日光 御成之節者鳩子玄誓並三人之者共供奉仕奉
度 御目見仕候安番江列水口御番被 仰付候節三人之
者共一所三御番可仕裁下於 仰前浦井雅樂頭殿江相伺
候志一所三御番仕様二下 上意御坐候而御番相勤申
候事

寛永十一甲戌生御禮矣乃同心鳩子善太郎定仍並三
人之者召連在道同十四丁丑年四月七日山岡主水頭
卜入代
一関今原御陣以後慶長六丑年二月父善太郎並兄弟四人
之者共元知行高一倍之御加増被 成下濃州各郡郡領粟

郡之内江所替被爲 仰付善太郎一所三私共先租三人之
者共在所三被替置末曾川出水之節不取登坂堤江罷出

水不村々ヨリ人足出并七相圍候様被 仰付候
御知行之誓立
一百八拾畝石四斗松倉一十九拾壹畝并同嶋一三百三拾
石三斗七株松原嶋一七拾壹畝在九斗四株並田嶋一畝百六
拾六石三斗六斗上中屋一畝百四拾七石九斗七斗并畝谷下
中屋一百四拾六石七斗七株小地野一三百拾壹石八株成
清一畝百三拾七石米野一百三拾五石三斗五株佐野村一
二百七拾石大野村一四百三拾七石六斗平嶋一七拾九石
六斗江川一畝百九斗三斗三斗無動寺一百八拾八石中野一
千三百七拾七石六斗并共一五百六石五斗八斗長塚一
五百畝拾五石八斗三斗一八百五石五斗三斗新加納

合六十五石三拾三石余
右爲御知行被違之便御仕置者可被仰付候
御朱印之蓋重而申請可進之儀以上

丑，二月廿五日
加藤善左衛門
正次
大久保十兵衛
長益
秀坂小判等
元正

同惣兵衛左
同惣兵衛左
同惣兵衛左
同惣兵衛左
同惣兵衛左
同惣兵衛左
同惣兵衛左
同惣兵衛左

高島 八内工部 千太郎 主簿 倍
 者營屋敷 萬兵衛 主簿 倍
 五十四 延生寺 直宗 主簿 倍
 近 石生寺 直宗 主簿 倍
 者營屋敷 萬兵衛 主簿 倍
 五十四 延生寺 直宗 主簿 倍

寛永二己丑年十二月十一日 御朱印

一美濃國領家郡一松倉百八拾貳石四斗一間嶋九拾壹石
 〇余一松原嶋三百三拾石三斗余一笠田七拾壹石九斗一
 上中屋敷百六拾六石三斗一下中屋敷百四拾七石九斗余
 一小佐野百四拾六石七斗一成清三百拾壹石余一米野貳
 百三拾七石一佐野百三拾五石三斗一大野三百七十七石一
 平島四百三拾七石六斗一江川七拾九石余一無勤寺貳百
 九石三斗一中野百八拾八石一各勢郡一前渡千三百七
 拾七石六斗一長塚五百六石五斗余一新加納八百廿五
 斗一三井五百貳拾五石余
 都合六千五百三拾三石事令扶助之証金可知行者也
 寛永二 台徳様

十二月十一日 御朱印

坪内總兵衛尉及
 同 嘉兵衛尉及
 同 佐左衛門及
 同 右部兵衛尉及

一古記録二
 台徳様御代惣知行六千五百三拾三石余惣兵衛加兵衛
 佐左衛門太部兵衛四人連名之御朱印壹本二奉願項戴仕

候子細者坪内四人之家跡自無之跡者四人之内ヨリ互ニ
 相續可奉願約諾二皆御朱印壹本二拜領仕候事

高國 吉京 御代ヨリ無從讓李家小普請金差出レ候様
 二相續城申候而八男ノ子無子ニ産子出来申候而家相
 續二相續城申候而八男ノ子無子ニ産子出来申候而家相
 續二相續城申候而八男ノ子無子ニ産子出来申候而家相
 續二相續城申候而八男ノ子無子ニ産子出来申候而家相

四十石之内
 百六拾六石五斗九升貳合 不足分 古安藩
 高九百五拾八石四斗五合
 十石之内
 四拾壹石五斗四升五合 不足分 古安藩

二口合四十七百九拾貳石貳斗六升三合
 不足合貳百七十七斗三升七合
 高五百七拾五石七升貳合貳升伍斗野方三石
 高九百七拾八石八斗八合 貳斗二升共二石
 六十石之内
 七拾四石七斗八升三合四升 三八不足分
 高六百石 不足同 森共衛
 高六百石 不足同 佐左衛門
 高六百石 不足同 太即兵衛

五人前之惣合
 六千五百拾七石四斗七升九合六分
 五人前不足惣合
 貳百八拾貳石五斗貳升四升

野方惣合

此割者云野殿嘉兵衛源藏下吉田與兵衛大竹五兵衛相謀

之上今様二割申候

野方惣合 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

野方一割申候 野方一割申候

三拾六石八年

光文郷綱誠御二代之御吉岡之節竹腰河渡守殿造以飛
上御親書之呈上之則河渡守殿御添附之御直書ニテ
御返書被成下還明治年中ニ至リ五通所持仕罷在俵柏
御先租義直郷ノ御直書不見姓吉ヨリ之御出入候ハ給失
不レカ
一寛永十四丁丑年五月十五日鶴身ノ十四日不レカ九
行年六十五歳法号 如心子空居士丑時四毛源院殿

男子

早世 坪内六兵衛

叔正珍 正月八日腎正ノ兄ノ有童拜鳥村棟松李宗傳

權兵衛 本國屋洲 後号佐左衛門

一寛永十五辰年同十七年而度日光御成之節供奉仕候
兵衛三人之者並玄蕃二男半三郎儀惣兵衛同道仕御光中
江致伺候前ヨリ之儀委細申上 御目見仕在所江罷歸

候事
一萬治二己亥年正月八日病死 法名 鉄峯堅生居士十五

當國各郡新加納村釋宗少林寺二華石碑市如
法号 泉岩龍清大姉五十四忌 五照院殿 當國津島郡野方村
一寛永十五辰寅年十一月九日病死 正定室 法名 心寺八

當國谷 郡新加納村釋宗少林寺二華石碑アリ南

一先粗正定之墓印之大杉権者々トシテ繁茂大地ニテリ

當國也島凡三太氣眼三太氣眼三太氣眼 光祖々之引

築先租ノ遺物ヲ埋メ候ト見之小兒其外无分室智鏡院

殿等所者當屋敷之辰之方五丁程有之字赤池ト云本郷御

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

三懸今度大坂ヨリ罷歸初而 御目見大開主水病後之

御目見次二坪内佐左衛門坪内源太郎 御目見相續見候

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

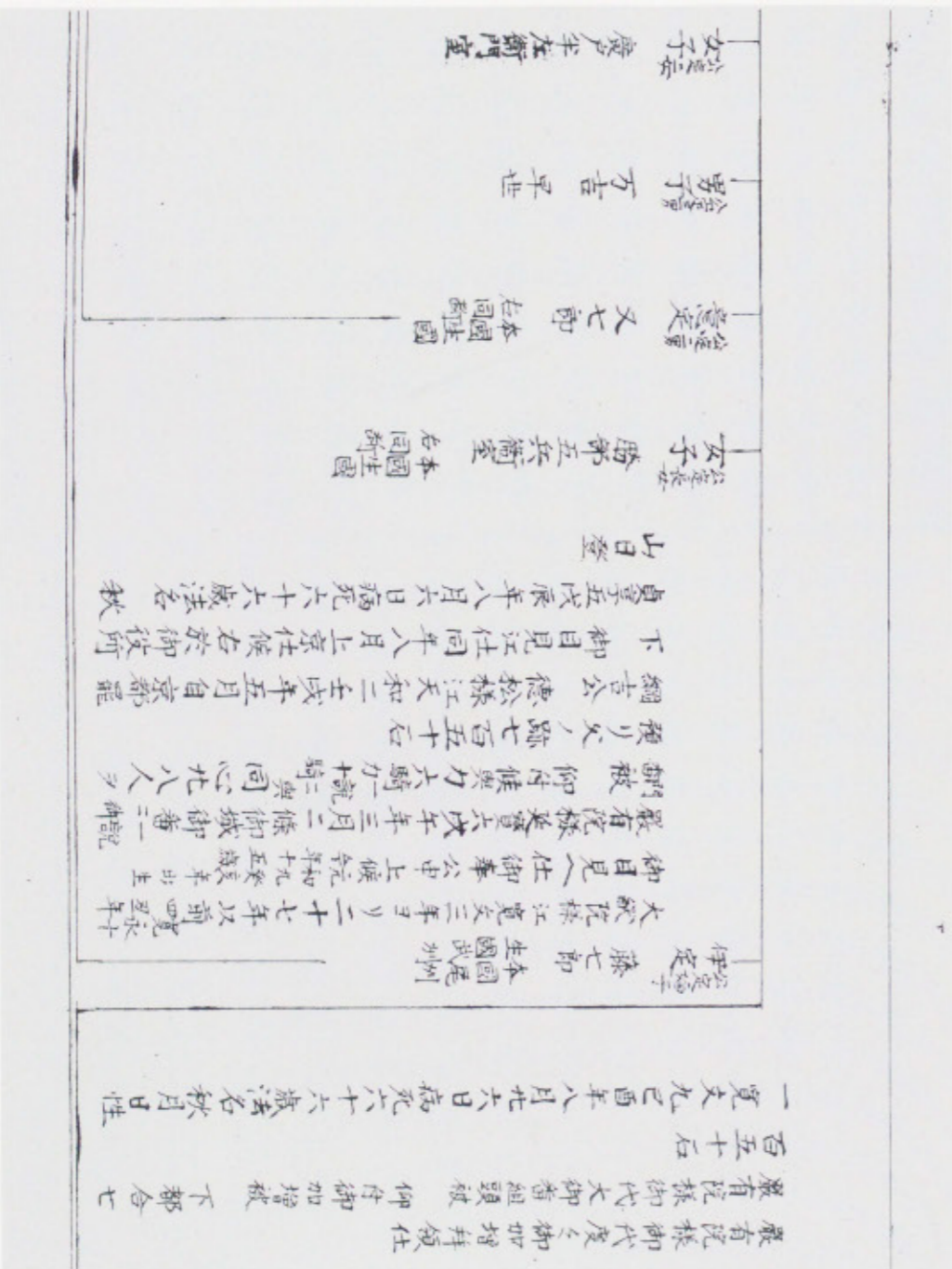
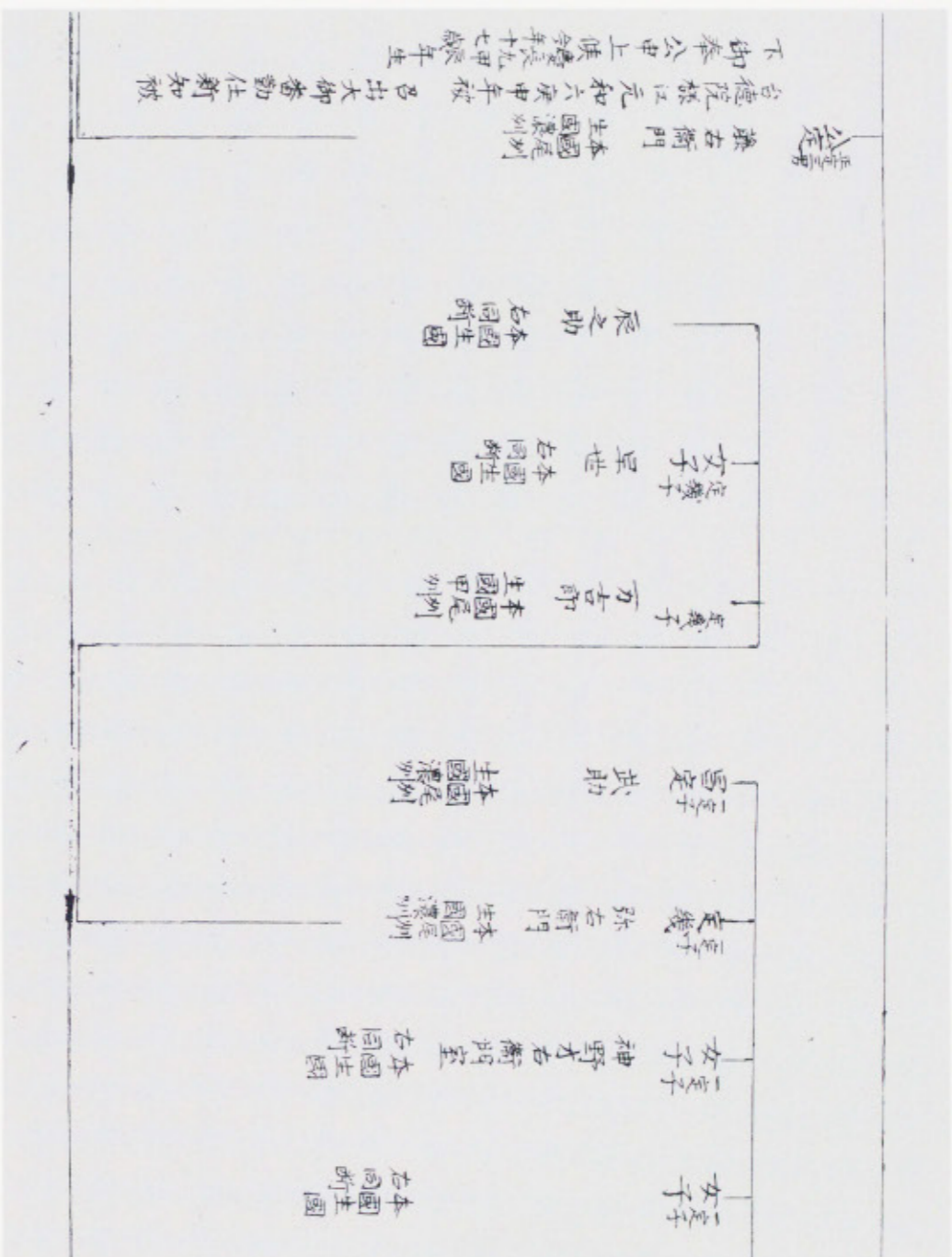
一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

一寛永九壬申正月朔日御墨書院 出御水野河内守紫殿

崎返之 西有院代山千時院谷足義行平六十八歳
當國各務郡新加納村禪宗少林寺三拵石牌下り南向
一室若尾州藩高二千六百石兼松源兵衛藤原正榮長女
者同藩中村又藏女十リ致丸、内柏打邊、櫻林、皆、
一寛永十八年己丑五月十八日病死管葬其氏、
法名 鶯 此二牌上、鐘發環照信女、院、高野山十拵
當國各務郡新加納村禪宗少林寺二拵石牌下り南向
父者中興之祖日三來法名操英立藤原武場宗二
父者申辰年五月九日三祖日三來法名操英立藤原武場宗二
父者申辰年五月九日三祖日三來法名操英立藤原武場宗二
父者申辰年五月九日三祖日三來法名操英立藤原武場宗二
父者申辰年五月九日三祖日三來法名操英立藤原武場宗二
父者申辰年五月九日三祖日三來法名操英立藤原武場宗二
父者申辰年五月九日三祖日三來法名操英立藤原武場宗二
父者申辰年五月九日三祖日三來法名操英立藤原武場宗二
父者申辰年五月九日三祖日三來法名操英立藤原武場宗二
父者申辰年五月九日三祖日三來法名操英立藤原武場宗二
父者申辰年五月九日三祖日三來法名操英立藤原武場宗二
父者申辰年五月九日三祖日三來法名操英立藤原武場宗二

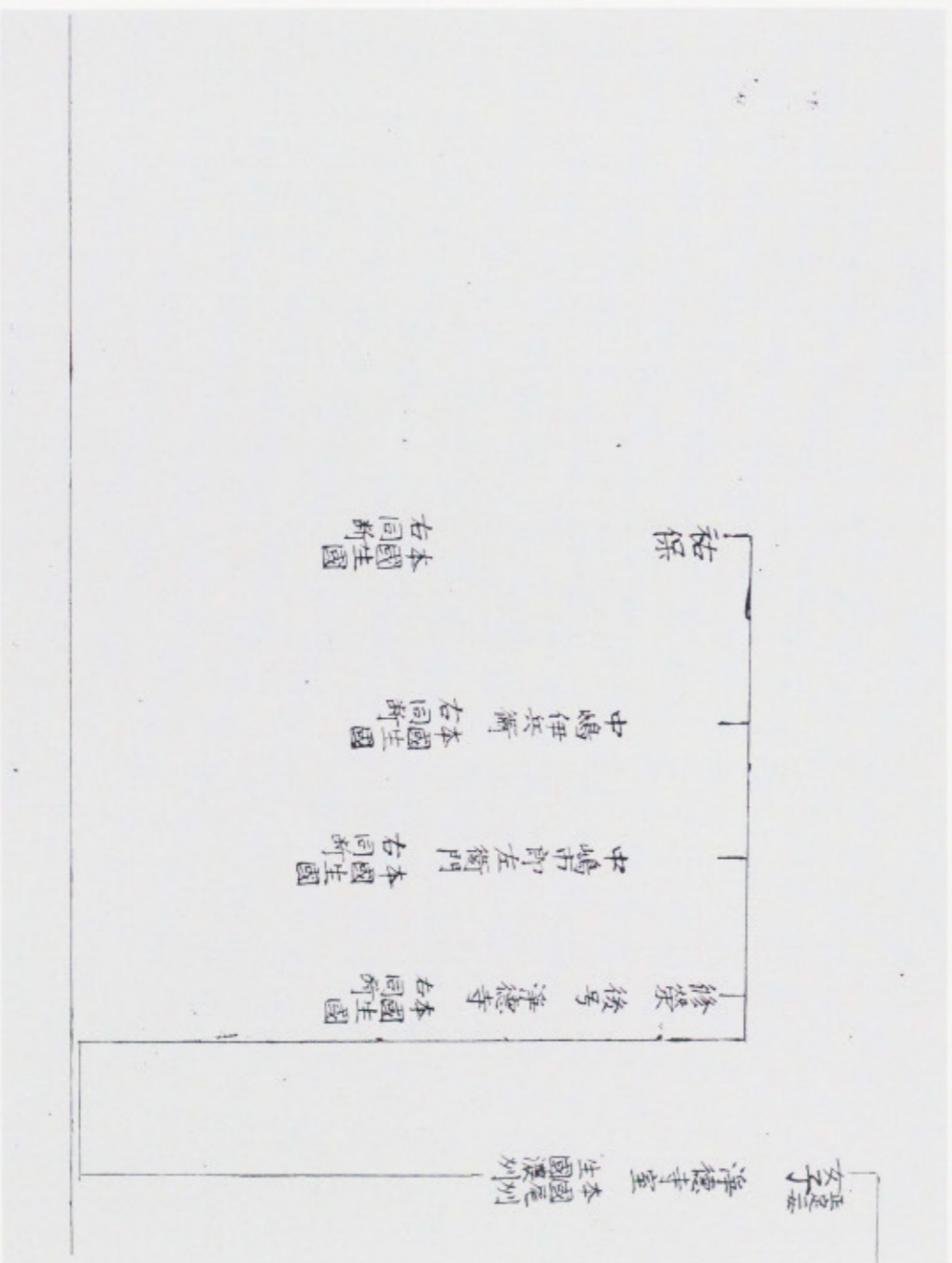
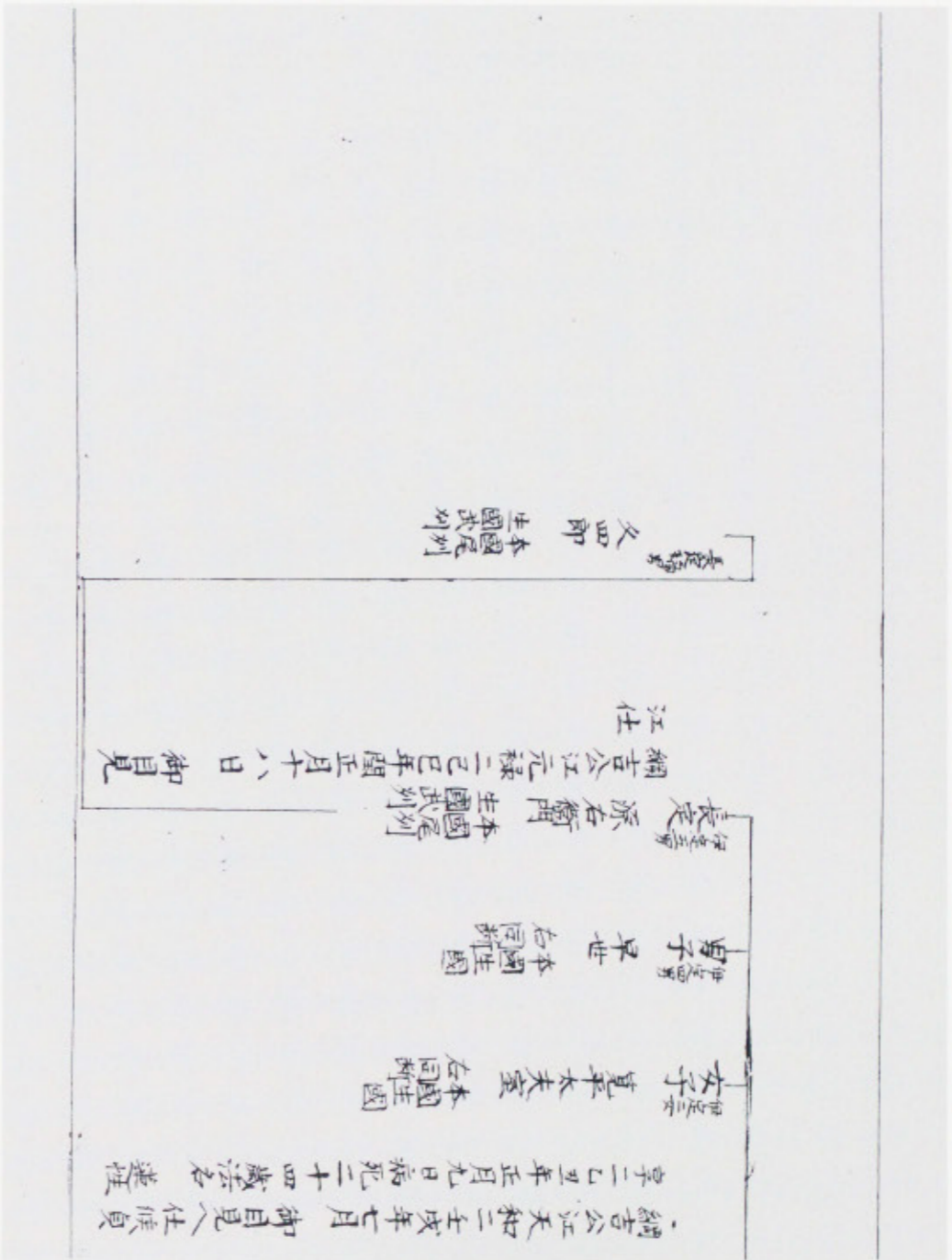
女子 下野藤兵衛室 本國尾州
一延寶四丙辰年十二月廿三日病死法名 釋室清印信女
美濃國各務郡新加納村少林寺二拵石牌下り南向、
女子 德山佐太夫室 本國尾州
重綱 下野角左衛門 本國濃州 後号 不省
一 正徳四甲午年六月九日病死法名 圓嚴
仙山不省居士 美濃國各務郡新加納村少林寺
二石牌下り南向 不省、
重持 下野長左衛門 本國尾州
女子 河野伊左衛門室 本國尾州
女子 岡七郎右衛 室 本國尾州

南定居士
一 寛文十戌戌年三月五日病死行年七十四歳法名 一心
清兵衛 本國濃州 後号 休夢
女子 河野伊左衛門室 本國尾州
女子 岡七郎右衛 室 本國尾州



女子 早世 同	女子 早世 同	男子 早世 同	女子 早世 同 右同郷生國	女子 武嶋佐平太室 右同郷生國	坪内主税養子曾赤井六郎左衛門五男	領 嚴有院様江 御目見仕御奉公申上候三百石拜 定吉 定國 坪内助右衛門一説二弟 本國生國 右同郷生國	女子 服部久右衛門室左衛門二久
女子 早世 同	女子 早世 同	男子 早世 同	女子 早世 本國生國 右同郷生國				定通

定春 伊達男 八郎左衛門 本國生國 右同郷生國	月十日病死二十八歳迄名 月窓菅間	哲入被 仰付御奉公申上候貞享三丁寅年十一月	嚴有院様江 御目見仕延寶六戊午年四月御	定弘 伊達男 久太夫 本國生國 左同郷生國	男子 伊達男 早世 同	女子 伊達男 早世 本國生國 尾列	孫助 伊達男	女子 伊達男 早世 同	勝之助 伊達男 勝之助 同	女子 伊達男 早世 同
-------------------------------	------------------	-----------------------	---------------------	-----------------------------	-------------------	-------------------------	-----------	-------------------	---------------------	-------------------



一 明 一 江州彦根井伊橋部頭家中江養子
 一 寬延四年未年七月九日病死
 法名 光第院月心勝水居士

一 江州彦根井伊橋部頭家中江養子
 一 寬延四年未年七月九日病死
 法名 光第院月心勝水居士

一 伊之助 本國尾州 後手伊右衛門 始 終 此 心
 一 享保二壬戌年四月十四日病死
 法名 宗岳輝意居士

一 伊之助 本國尾州 後手伊右衛門 始 終 此 心
 一 享保二壬戌年四月十四日病死
 法名 宗岳輝意居士

一 法名 瑞林院殿增翁良仙居士 號 列 龜 野 山 十 十 信 谷 西 方
 一 營國各務郡新加納村龍慶山少林寺三律石牌アリ西向
 一 至營國安八郡大垣城主高拾万石戸田氏御密分間管權
 一 左衛門源明知元申申年十一月廿二日晚四ツ半時病死
 法名 英仙院殿昌甫俊大御同月廿四日八ツ半時出棺
 營國各務郡新加納村少林寺三律石以ニテ自身ノ像ヲ刻
 公尼僧ノ形子也西向基壇ノ石ニ年号月日法号才刻公
 一 高國曰前茂村高權祐吉ニテ平高村左衛門女ト了
 一 前ニ記又聞宮氏後名名田氏ト改メ

一 勢州茶名郡來名城主松平越中守高給一家中黒田家江
 一 勢州茶名郡來名城主松平越中守高給一家中黒田家江

養子黒田新藏ト改名正徳元年卯年二月十三日病死法名
 善行院德譽存道居士雙名 行丰 號 武 州 豐 嶋 郡 江
 戶芝増上寺坊舎之四拜天光院境内有石牌立記也時八拜
 行 病 建 基 同 備 水 幹 理 兵 衛 不 置 回 廿 七 乙 酉 年 當 時 八 拜
 少 符 卜 中 京 國 勢 州 茶 名 郡 來 城 主 松 平 越 中 守 高 給 一 家 中 黒 田 家 江



女子 本國尾州 生國濃州
 正徳五乙未年二月三日病歿法名梅堂良信士紀高野山
 濃州各務原新加納村少林寺三拜石碑南向送号淨香院

女子 本國生國
 右同詳
 一元文三戊午年九月四日病歿法名
 濃州八郡赤坂寺石山
 法名 超院繼宣聖貞念大姉
 一濃列安八郡大垣城主拾万石田茶女正藩中戸田四郎
 無衛 明治八年八月廿八日病歿法名
 七百日後加増す七百五十五石卜成明母云云和服所染古
 安樂寺同人境八郡赤坂寺正病歿法名法名宗
 近平知照院太子也法相系後法然上人門下
 寺開山聖徳太子也法相系後法然上人門下

女子 本國尾州 生國濃州
 一享保十四巳酉年六月十一日病死坪内定基先墓
 法名 有光院殿月童智清大姉法名觀軒山千手院谷西方
 當國各務原新加納村少林寺三拜石碑了り南向

女子 本國尾州 生國濃州
 本國尾州 生國濃州
 濃州各務原新加納村少林寺三拜石碑了り南向

男子 如名豐之進 後友之進 本國尾列 生國濃列

當國自栗郡平嶋村赤池坪内式墓所三葬石牌アリ南向
法名 涼心院俊岳幻才童女
女同年六月二日病歿當歲

女子 澤ハ母者高木求馬女八十五
一室曆十三癸未年四月廿一日誕生母者高木求馬女八十

一室曆十三癸未年四月廿一日誕生母者高木求馬女八十
法名 秋光院實幼智俊堂女
當軍葛村墓所三葬石像之地續傳處小方表カ又服ニ法
名記シテリ南向出櫃翌北三日七時半時

女子 久美ハ母者高木求馬女八十五
一室曆十一年巳年誕生

一室曆十一年巳年誕生
一明和元甲申年七月廿二日男刺瘡瘡ニ而病死生年四歲
法名 輝珠院肇重現光堂女
當國各務郡新加納村三石牌ニ三葬石持墓ニ葬下見之レ

女子 德ハ母者高木求馬女八十五
一室曆九巳卯年四月十一日朝出生

一室曆九巳卯年四月十一日朝出生
一同年九月十七日病歿當歲
法名 自雲院堅防智松大姉院別齋永代月時齋之德谷方
當國各務郡新加納村小林寺三葬石牌アリ北向

一文化元甲子年四月廿四日長腹痛ニ而病死

高國曰古記録ニ實政三年支年八月十九日午ノ刻
夜ニ入大風同北日申ノ上リ風吹テ
十四年以泰之惡風之由世人申傳村側家十余軒克風吹テ
一寛政十戊午年四月八日日本曾川大洪水
二村ニ而三ノ所變ヲ込云ン日本曾川大洪水
三不備前代志所變ヲ込云ン日本曾川大洪水
右其時ノ刻録ノ下ハ三ノ所變ヲ込云ン日本曾川大洪水
ノ事ヲ記シテ人々之ヲ傳ヘテ

此同年六月十四日代々ノ名佐左衛門下改名
一寛政五癸丑年五月廿二日家督相續今年十六歳差添入
一安永七戊戌年五月十七日戌ノ上刻誕生母者貞慶院

切名 勘兵衛 俊孝 佐左衛門 徳丸 壽山 本國尾列 生國濃列
當國各務郡新加納村小林寺三葬石牌アリ南向
法名 精剛院殿明道基進居士院別高野如十寺院谷西方
年十八歳同月廿六日七時半時出櫃

一安永五丙申年九月五日亥ノ上刻誕生七夜ニ左太馬定
秀入來秘切名基五郎ヲ御讓可申小ニ基五郎ト名付置テ
一天明八戊申年四月十六日嫡子頼相濟並ニ主馬ト改名
一寛政二庚戌年十月廿四日家督相續差添入坪内嘉兵衛
定效家元傳屋江同道今年十五歳

一安永五丙申年九月五日亥ノ上刻誕生七夜ニ左太馬定
秀入來秘切名基五郎ヲ御讓可申小ニ基五郎ト名付置テ
一天明八戊申年四月十六日嫡子頼相濟並ニ主馬ト改名
一寛政二庚戌年十月廿四日家督相續差添入坪内嘉兵衛
定效家元傳屋江同道今年十五歳

切名 基五郎 後友 基馬 本國尾列 生國濃列
當國各務郡新加納村小林寺三葬石牌アリ南向
ノ半時出櫃法名 桂宮院殿壽藏玄香居士
一室曆外中時始當加死松ノ病死行年七歳同月廿九日夕七

一安永四乙未年四月十五日誕生母者貞雲院殿俗名國女
一天明元辛丑年八月七日友之進下改名同年八月廿九日
一室曆外中時始當加死松ノ病死行年七歳同月廿九日夕七

一 治元戊辰年二月二日高國昌壽是列名古屋へ出府
 勤王三附于也同七日 勤王ノ證書差上止尾列公江ナリ
 一同年二月十日濃列大垣江罷出比高國昌壽同日東山道
 御總督府 證書成爲 三副總督八十九殿 在殿式 江御日見上
 住 聖日十日歸 御總督府 證書成爲 三副總督八十九殿 在殿式 江御日見上
 一同年二月十三日尾薄荒川孫五右衛門殿ヨリ東山道御
 總督府ヨリノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 項載仕候當國イヒニヲイテ家來鑑 勤王御渡じニ而在ニ
 大坂半紙ニツ折ニシ包 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 上書向テ左リノ方下ニ 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 奉書ニテ 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 立軸六寸五分 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 横軸壹尺七寸五分 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 旗十折 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 石之通也字致ヲキク候間上リ下リ也奉來奉當半切上包
 尾藩 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附

一 同月廿三日各聚新加納村梅村屋ニ而東山道總督府
 副總督君玉持謁又御通行ノ御林息濟ニ也
 一同年五月 日江上野ニ遊御宣軍獲長野ノ
 川家之旗下ト大義徳川ノ旨敷軍上野宮林六退去云々
 一同年六月十三日高國昌壽ト笠松元陣屋江由頭去ル六
 日大京中納言殿御着陣ニ付而御獲陣伺ニ奉上也
 一同年八月十三日尾列公江御榻之上在可表出立同十五
 日入京御中納言殿御着陣ニ付而御獲陣伺ニ奉上也
 一同年九月十八日辦事機所中見是吉次御藏御獲陣
 奉化ノ御用之儀候間主九月廿二日奉 朝可有之候也
 一同十九日非藏人口へ金三郎嘉兵衛辰之年判項出頭入

一 治元戊辰年二月二日高國昌壽是列名古屋へ出府
 勤王三附于也同七日 勤王ノ證書差上止尾列公江ナリ
 一同年二月十日濃列大垣江罷出比高國昌壽同日東山道
 御總督府 證書成爲 三副總督八十九殿 在殿式 江御日見上
 住 聖日十日歸 御總督府 證書成爲 三副總督八十九殿 在殿式 江御日見上
 一同年二月十三日尾薄荒川孫五右衛門殿ヨリ東山道御
 總督府ヨリノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 項載仕候當國イヒニヲイテ家來鑑 勤王御渡じニ而在ニ
 大坂半紙ニツ折ニシ包 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 上書向テ左リノ方下ニ 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 奉書ニテ 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 立軸六寸五分 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 横軸壹尺七寸五分 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 旗十折 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附
 石之通也字致ヲキク候間上リ下リ也奉來奉當半切上包
 尾藩 勤王ノ御志ヲ使テ 勤王三付本領安堵之御書附

計り先各り
 一 月保五
 二 月保五
 三 月保五
 四 月保五
 五 月保五
 六 月保五
 七 月保五
 八 月保五
 九 月保五
 十 月保五
 十一 月保五
 十二 月保五
 十三 月保五
 十四 月保五
 十五 月保五
 十六 月保五
 十七 月保五
 十八 月保五
 十九 月保五
 二十 月保五
 二十一 月保五
 二十二 月保五
 二十三 月保五
 二十四 月保五
 二十五 月保五
 二十六 月保五
 二十七 月保五
 二十八 月保五
 二十九 月保五
 三十 月保五
 三十一 月保五
 三十二 月保五
 三十三 月保五
 三十四 月保五
 三十五 月保五
 三十六 月保五
 三十七 月保五
 三十八 月保五
 三十九 月保五
 四十 月保五
 四十一 月保五
 四十二 月保五
 四十三 月保五
 四十四 月保五
 四十五 月保五
 四十六 月保五
 四十七 月保五
 四十八 月保五
 四十九 月保五
 五十 月保五
 五十一 月保五
 五十二 月保五
 五十三 月保五
 五十四 月保五
 五十五 月保五
 五十六 月保五
 五十七 月保五
 五十八 月保五
 五十九 月保五
 六十 月保五
 六十一 月保五
 六十二 月保五
 六十三 月保五
 六十四 月保五
 六十五 月保五
 六十六 月保五
 六十七 月保五
 六十八 月保五
 六十九 月保五
 七十 月保五
 七十一 月保五
 七十二 月保五
 七十三 月保五
 七十四 月保五
 七十五 月保五
 七十六 月保五
 七十七 月保五
 七十八 月保五
 七十九 月保五
 八十 月保五
 八十一 月保五
 八十二 月保五
 八十三 月保五
 八十四 月保五
 八十五 月保五
 八十六 月保五
 八十七 月保五
 八十八 月保五
 八十九 月保五
 九十 月保五
 九十一 月保五
 九十二 月保五
 九十三 月保五
 九十四 月保五
 九十五 月保五
 九十六 月保五
 九十七 月保五
 九十八 月保五
 九十九 月保五
 一百 月保五

歲暮御祝詞二觸下名代卜而出頭 天棧御御祝詞奉
 中上候 中宮様 大宮御所江同様御祝詞奉申上候夫
 一 同年五月廿五日 天棧御御祝詞奉申上候
 永織部殿ヨリ山本殿御受也 中宮様御取次高木主提殿
 大宮様御取次中村右近殿也右五ノ日ニ御伺奉申上
 候様 御沙汰二付今日島國營番三付一帝惣名代卜
 出頭也夫ヨリ尊部殿卜御營番 山本殿江自分ニ更勤入
 一 紐心新 坪内金三郎
 二 書之 坪内金三郎
 三 寸九 坪内金三郎
 四 尺五 坪内金三郎
 五 寸八 坪内金三郎
 六 寸七 坪内金三郎
 七 寸六 坪内金三郎
 八 寸五 坪内金三郎
 九 寸四 坪内金三郎
 十 寸三 坪内金三郎
 十一 寸二 坪内金三郎
 十二 寸一 坪内金三郎
 十三 寸 坪内金三郎
 十四 寸 坪内金三郎
 十五 寸 坪内金三郎
 十六 寸 坪内金三郎
 十七 寸 坪内金三郎
 十八 寸 坪内金三郎
 十九 寸 坪内金三郎
 二十 寸 坪内金三郎
 二十一 寸 坪内金三郎
 二十二 寸 坪内金三郎
 二十三 寸 坪内金三郎
 二十四 寸 坪内金三郎
 二十五 寸 坪内金三郎
 二十六 寸 坪内金三郎
 二十七 寸 坪内金三郎
 二十八 寸 坪内金三郎
 二十九 寸 坪内金三郎
 三十 寸 坪内金三郎
 三十一 寸 坪内金三郎
 三十二 寸 坪内金三郎
 三十三 寸 坪内金三郎
 三十四 寸 坪内金三郎
 三十五 寸 坪内金三郎
 三十六 寸 坪内金三郎
 三十七 寸 坪内金三郎
 三十八 寸 坪内金三郎
 三十九 寸 坪内金三郎
 四十 寸 坪内金三郎
 四十一 寸 坪内金三郎
 四十二 寸 坪内金三郎
 四十三 寸 坪内金三郎
 四十四 寸 坪内金三郎
 四十五 寸 坪内金三郎
 四十六 寸 坪内金三郎
 四十七 寸 坪内金三郎
 四十八 寸 坪内金三郎
 四十九 寸 坪内金三郎
 五十 寸 坪内金三郎
 五十一 寸 坪内金三郎
 五十二 寸 坪内金三郎
 五十三 寸 坪内金三郎
 五十四 寸 坪内金三郎
 五十五 寸 坪内金三郎
 五十六 寸 坪内金三郎
 五十七 寸 坪内金三郎
 五十八 寸 坪内金三郎
 五十九 寸 坪内金三郎
 六十 寸 坪内金三郎
 六十一 寸 坪内金三郎
 六十二 寸 坪内金三郎
 六十三 寸 坪内金三郎
 六十四 寸 坪内金三郎
 六十五 寸 坪内金三郎
 六十六 寸 坪内金三郎
 六十七 寸 坪内金三郎
 六十八 寸 坪内金三郎
 六十九 寸 坪内金三郎
 七十 寸 坪内金三郎
 七十一 寸 坪内金三郎
 七十二 寸 坪内金三郎
 七十三 寸 坪内金三郎
 七十四 寸 坪内金三郎
 七十五 寸 坪内金三郎
 七十六 寸 坪内金三郎
 七十七 寸 坪内金三郎
 七十八 寸 坪内金三郎
 七十九 寸 坪内金三郎
 八十 寸 坪内金三郎
 八十一 寸 坪内金三郎
 八十二 寸 坪内金三郎
 八十三 寸 坪内金三郎
 八十四 寸 坪内金三郎
 八十五 寸 坪内金三郎
 八十六 寸 坪内金三郎
 八十七 寸 坪内金三郎
 八十八 寸 坪内金三郎
 八十九 寸 坪内金三郎
 九十 寸 坪内金三郎
 九十一 寸 坪内金三郎
 九十二 寸 坪内金三郎
 九十三 寸 坪内金三郎
 九十四 寸 坪内金三郎
 九十五 寸 坪内金三郎
 九十六 寸 坪内金三郎
 九十七 寸 坪内金三郎
 九十八 寸 坪内金三郎
 九十九 寸 坪内金三郎
 一百 寸 坪内金三郎

衰微之極... 至一郡... 又四... 計方... 御印... 本紙... 一明治... 御用之儀... 三二... 其御縣... 六拾七... 儀奈御... 辛未七月... 辛未六月... 別紙之通... 仰出候... 一四五...

十四折半
ノ下先キ一間余明ケ
立燭六寸五分五厘
横尺三尺六寸三分
紙、リ入レト申探成レ品
御印ナシ
本紙、文字、通り真
格別勵
相動有以
神妙之
事之依
實用之
目録之
書之
京都府
一明治四年七月八日付之御奉書同九月朔己、刻
笠松縣ヨリ來ル
御用之儀有之間九月五、半時出頭可有之儀也
辛未七月八日
坪内金三郎後
笠松縣
三二印刻笠松縣江出頭、為并出大サカニヨリ御書付
其御縣置覺士族坪内金三郎餘高之儀天保度郷帳留五吾
六拾七石六斗ヲ以攝制ニ當現米四拾五石為粟稈下賜
儀奈御申渡可有之此段相違儀也
辛未六月
坪内金三部
笠松縣
別紙之通
仰出候奈此段相違儀事
辛未七月
笠松縣
一四五壬申年八月十七日高岡卜名米通標卜入願書也

格別勵
相動有以
神妙之
事之依
實用之
目録之
書之
京都府
一明治四年七月八日付之御奉書同九月朔己、刻
笠松縣ヨリ來ル
御用之儀有之間九月五、半時出頭可有之儀也
辛未七月八日
坪内金三郎後
笠松縣
三二印刻笠松縣江出頭、為并出大サカニヨリ御書付
其御縣置覺士族坪内金三郎餘高之儀天保度郷帳留五吾
六拾七石六斗ヲ以攝制ニ當現米四拾五石為粟稈下賜
儀奈御申渡可有之此段相違儀也
辛未六月
坪内金三部
笠松縣
別紙之通
仰出候奈此段相違儀事
辛未七月
笠松縣
一四五壬申年八月十七日高岡卜名米通標卜入願書也